

北海道科学技術振興条例(平成20年4月1日施行)

条例制定の趣旨

ねらい

本道における、連続的・持続的なイノベーションの創出

必要な手立て



- ・産学官及び金融機関等の関係者による戦略的目標の共有
- ・地域の実状に応じた施策展開のステップアップ

制定の効果：全国に先駆けて条例を制定し、道内外へ明確なメッセージを発信

- 産学官及び金融機関等における新たな推進体制の整備
- 将来を展望した戦略的・集中的な施策の展開
- 道民の科学技術に対する理解の増進

条例の概要

1 総則（条例の基本的事項）

目的 この条例によって実現しようとする目的を明らかにしています。

- ・科学技術の水準の向上
- ・新たな経済的又は社会的な価値の創造
(イノベーションの創出)

前文 この条例の趣旨や考え方を明らかにしています

- | | |
|--------|-------------------|
| [目指す姿] | ・本道経済の活性化・自立化 |
| | ・安全・安心な生活基盤の創造 |
| | ・環境と調和した持続的な社会の実現 |

基本理念 科学技術の振興を図る上での基本的な事項を定めています。

- ① 経済活性化・道民生活安定向上・環境と調和した社会の実現に重要な役割・国際的視点の必要性
- ② 研究者及び技術者の創造性の發揮、広範な分野における基礎研究・応用研究・開発研究の調和
- ③ 産学官（事業者、大学等、国、道、市町村、支援団体）及び金融機関等の適切な役割分担による協働
- ④ 地域の特性や潜在力を活かす
- ⑤ 道民の理解と協力の下、活力を持って持続的に行われる

関係者の責務・役割 科学技術振興の成果が道民生活や地域社会に還元されるためには、道及び関係者の適切な役割分担による協働が重要であることから、それぞれの役割等について定めています。

- ・道の責務
- ・関係者の役割（大学等、事業者、支援団体、金融機関等、道民）

2 科学技術の振興に関する基本的施策等

基本計画 科学技術の振興に関する施策を総合的・計画的に推進するための「基本計画」を策定します。

- | | | | | |
|--------------|-------------|---------------|------------|----------|
| 計画の内容 | ・基本的な目標及び施策 | ・重点的に講ずる措置 | ・推進の手法及び体制 | ・その他必要事項 |
| 策定の手続 | ・道民意見の反映 | ・科学技術審議会の意見聴取 | | |

基本的施策 科学技術を振興するため、道が取り組む基本的な施策について定めています。

- | | |
|-----------------------|---------------------------|
| ・研究開発の充実及び研究成果の移転等の促進 | ・科学技術を支える人材の育成等及び道民の理解の増進 |
| ・道における試験研究等の推進 | ・科学技術の振興を図るための体制の整備 |
| ・産学官及び金融機関の協働の促進 | ・財政上の措置 |
| ・知的財産の創造、保護及び活用 | ・推進状況の公表 |

3 北海道科学技術審議会

「北海道科学技術審議会条例」（昭和28年北海道条例第3号）を廃止し、本条例に統合しました。

- | | |
|----------------------------|----------|
| ・設置 | ・会長及び副会長 |
| ・所掌事項 | ・会議 |
| →知事の諮問に応じた重要事項、基本計画の推進状況ほか | ・部会 |
| ・組織 | ・会長への委任 |
| ・委員及び特別委員 | |